

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 8 月 14 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「市の会計・支払記録に基づき、令和 8 年 7 月 7 日以前及び以後における令和 8 年度 ALT 派遣契約に基づく各支払について、支払先、法人番号、支払日、支払金額及び指定された支払口座を調査・特定し、支払先又は支払口座に変更があった場合には、その変更が適正な手続及び権限に基づき承認されたものであるかを確認」し、「法的な契約上又は行政上の根拠なく支払が行われたと認めた場合には、不当に支払われた公金の回収その他必要な是正措置を講ずべき」と主張しています。

また、請求人は、本件支出が違法又は不当である理由について、横浜市教育委員会事務局と A 社（以下「当該消滅会社」といいます。）との関係について、A 社が「合併により消滅した令和 8 年 7 月 7 日以降も、令和 8 年度小学校英語指導助手配置派遣業務契約に基づく公金の支出を継続している」「元の契約当事者が消滅したのであれば、市は、契約を継続し、後継法人に対して支払いを行うための適法な契約上及び行政上の根拠を有していなければならない」と主張しています。

このことについて、令和 8 年度小学校英語指導助手配置派遣業務の契約の相手方が当該消

（裏面あり）

滅会社であることについては、事実証明書及び本市ウェブサイトから確認でき、また、令和 8 年 7 月 1 日付けで、B 社（以下「当該存続会社」といいます。）が当該消滅会社を吸収合併することが決定していることが、事実証明書及び当該存続会社ウェブサイトから確認できます。

しかし、吸収合併については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 27 号で「会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう」と定義されています。また、同法第 750 条第 1 項は「吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する」と規定しています。吸収合併においては、消滅会社の権利義務一切は、存続会社に包括的に承継され、個々の権利義務について個別の移転行為を要することなく、法律上当然に移転するものと解されています。

このため、当該消滅会社が有していた教育委員会事務局との契約に係る権利義務についても、当該存続会社に当然に承継されたものと解されます。したがって、個々の権利義務の移転のため、当該存続会社から契約締結のやり直しや変更契約などの手続が法的に必須となるものではないと解されます。

また、横浜市契約規則（昭和 39 年規則第 59 号）第 4 条は、一般競争入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、「合併により解散した会社の取締役または社員が、合併により新設された会社または合併後存続する会社の取締役または社員に就任し、現にその任にあるとき」（同条第 4 号）に該当するときは、「前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、または納付したものとみなす」と規定しており、本市の制度上でも、合併に伴う営業実績等の承継が想定されていることが認められます。

そうすると、当該消滅会社との契約に係る権利義務が吸収合併により当該存続会社に承継されたことを前提とすれば、本市が当該消滅会社と過去に締結した契約に基づき当該存続会社に対して支出を継続することについて、請求人が主張するように「有効な契約上の根拠を欠く」と直ちに解することはできません。

このほかにも、請求人は「実際の派遣事業者に適用される有効な派遣許可等がないまま派遣業務の提供が継続されていた場合、市は、労働者派遣法に基づく検討を要する状況下で労働力の提供を受けていた可能性がある」と主張していますが、当該存続会社のウェブサイトから労働者派遣事業許可番号が確認できることから、請求人が指摘するような事情をうかがわせる事実は認めることができません。

したがって、請求人の主張は、会社法上の吸収合併による権利義務承継の法的効果を考慮しておらず、契約関係が消滅したことを前提として違法又は不当をいうものにとどまるものと解されることから、本件支出が違法又は不当なものであるとする理由を摘示しているとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。